令和８年（フ）第４１６号
大津市大江六丁目15番１号　グリーンハイツカミヤ202
債務者　脇田　昌人
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４４７号
滋賀県草津市南笠町1154番地１―203　プリマベーラＡ
債務者　岩佐　正悦
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１６０号
京都市左京区山端大君町13番地９
債務者　髙橋　るみ
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５４９号
兵庫県加古川市加古川町北在家2626番地フェアリーハウス202号
債務者　大原　寛子
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第４２６号
奈良市学園大和町六丁目665番地の１　サンクタス・リビオ学園大和花のまち418号
債務者　岩井　節夫
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４６号
奈良県生駒市鹿ノ台南２丁目32番地48
債務者　坪井　岳士
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３０６号
奈良県天理市杉本町393番地10
債務者　木下　忠弘
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３３７号
和歌山市金龍寺丁９番地54(住民票上の住所)和歌山市中之島952番地１　クロスロード105（住民票上の前住所）和歌山市善明寺182番地６
債務者　平野　浩司
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１６５号
島根県松江市古志原二丁目29番２―308号県営東津田団地
債務者　松本　三従
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５７７号
熊本市西区出町２番25号　セント・オーセル903
債務者　岩田　直子
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６８６号
熊本市南区白藤３丁目５番11―303号
債務者　中川　昌彦
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５４２号
大分県別府市大字亀川1152番地の７
債務者　高嶋　美保
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４０７号
宮崎県東諸県郡国富町大字竹田1581番地３
債務者　押川　　充
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６６号
宮崎県延岡市紺屋町２丁目４番地12　ショアハウス208
債務者　佐藤　里恵
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１７９号
宮崎県延岡市昭和町２丁目2201番地　市営住宅　元―２―２―27
債務者　橋口　兼治
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第３２９号
沖縄県豊見城市字真玉橋52番地４　ディアフラッツ真玉橋203号室
債務者　好　　理奈
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部